

「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例（改正骨子案）」パブリックコメント

- ・実施期間 平成 29 年 9 月 21 日（木）から平成 29 年 10 月 12 日（木）まで
- ・周知方法 広報としま 9 月 21 日号掲載 区ホームページ掲載
- ・閲覧場所 区ホームページ、建築課、行政情報コーナー、区民事務所（東・西）、図書館、区民ひろば
- ・受付方法 はがき 0 件、ファックス 0 件、Eメール 1 件、郵送 0 件、持参 0 件
- ・提出意見数 1 件

■案に対するご意見と豊島区の考え方

※ここにご紹介するご意見については、プライバシーの関係からいただいた住所・氏名は掲載しておりません。

番号	ご意見等の概要	区の考え方
1	<p>【改正案について】</p> <p>タイトル：豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例（改正案）について</p> <p>タイトルの件についてコメントさせてください。まずは速やかな条例成立によって、住みよい生活を守りたいと存じます。</p> <p>建物の老朽化はもちろん、住人の超高齢化によって管理不十分な住居などが見受けられます。また一方で過剰な権利意識によって、付近住民の生活が脅かされることもあります。“” ご近所トラブルは話し合いで“” というのは昭和の考え方であり、現代には馴染まないものです。</p> <p>条例成立により、行政の介入を強く希望します。</p> <p>つきましては、“” 問題物件 “” の承認手続きなどの煩雑化によって条例が骨抜きにならないようお願いいたします。</p>	<p>行政が介入できる範囲には限界がありますが、ご意見を踏まえ、管理不全・危険な建物等の改善に努めてまいります。</p>